

フラッキング廃水再利用への道

ジェトロ海外調査部米州課 及川 清仁

硬いシェール層に高圧水を注入して岩盤を砕きガス を採掘するフラッキング (水圧破砕法)。化学物質を 含む水を使用することから、地中の水質汚染の懸念が つきまとう。環境問題への関心の高まりによって、法 的には問題ないというだけでフラッキングを推進する のは今や困難になりつつある。企業イメージの向上を 賭け、各石油・ガス企業はフラッキング廃水の再利用 ビジネスに乗り出している。

環境保全優先の動き

「完璧ではないかもしれませんが、政府の厳しい基 準をクリアしています | ――映画『プロミスト・ラン ド』の中の言葉である。地主たちからシェールガス採 掘権を買収しようと田舎町にやってきたエネルギー企 業の幹部候補、マット・デイモン扮する主人公が住民 にフラッキングに関わる環境汚染について説明するひ とコマ。この「政府 (government) | が連邦政府か州 政府かは定かではないが、少なくとも連邦法ではフラ ッキングに関する包括的な規則はない。それどころか、 フラッキングとそれを手掛ける石油・ガス企業は、連 邦法における環境に関するさまざまな規制対象から除 外されているのだ (表)。

2015年3月には内務省土地管理局(BLM)が、地 下水の保全、化学物質使用の透明性、廃水処理、井戸 交差による汚染リスクの軽減などを盛り込んだフラッ キングの使用規則を公表している。しかし、その適用 範囲は国有地と先住民居住地のみとされ、フラッキン グが行われている土地全体の約1割にとどまる。従っ て、各州が保有する土地や私有地においては州法が適 用される。例えば石油・ガスで潤うテキサス州やオク ラホマ州では、「フラッキングを自治体(市や町)が 勝手に禁止することを禁止」する条例を定め、州が音 頭を取って推進する方針を打ち出す。環境保護庁 (EPA) は15年6月、フラッキングが「飲料水に広 範かつ体系的な影響を及ぼしているとはいえない | と する報告書をまとめており、産油州やエネルギー企業 にとっては推進の後ろ盾となりそうだ。

しかし、連邦法での規制がないからといってどの州 でも自由に行っているかといえば、必ずしもそうでは ない。シェール革命の立役者であるフラッキングの技 法をめぐっては、天然ガスに含まれるメタンが大気中 や地下水層に漏えいする恐れや、地中に残されたフラ クチャリング流体が地層の中で潤滑油の働きをして地 震を誘発する可能性など、さまざまな懸念が噴出して

ま 連邦の環境法における石油・ガス企業への免除頂日

表		
法令名	法令の内容	石油・ガス企業に対する免除事項
水質浄化法	河川や領海への汚染物質を含んだ水の排出を 規制し、水質の基準を設定	石油・ガス生産施設からの降雨流出に関して は許可が必要ない
大気浄化法	大気汚染の防止	一つ一つの坑井は汚染源として規制の対象に なるが、坑井の集合的な影響は考慮されない
安全飲料水法	飲料水と地下水の保護	フラッキングは「地下への危険物質注入」の 定義から除外
国家環境政策法	連邦政府が関わる政策、計画、事業などに対して、環境アセスメントを行うことを義務付け	特定の石油・ガス関連の事業を環境影響評価書(EIS)作成の対象から除外
資源保全回収法	有害廃棄物の削減と、処理・処分における環 境影響の最小化	石油・ガス生産における廃棄物は対象から除 外
緊急事態計画および地域社会の 知る権利に関する法律	地域に存在する化学物質に関する情報を地域 住民に提供	石油・ガス生産施設は有害化学物質排出目録 制度(TRI)への報告義務から除外
包括的環境対策・補償・責任法 (スーパーファンド法)	汚染土壌浄化費用の信託基金(スーパーファンド)の設立や、汚染の補償責任の明確化	有害物質の定義から原油、液体天然ガスなど を除外

資料:各環境保護団体のウェブサイトを基に作成

いる。特にフラッキン グの副産物であるフラ ッキング廃水による水 質汚染や、大量の水を 利用することによる水 資源枯渇などの問題に 対する批判は高まって おり、バーモント、ニ ユーヨーク、メリーラ ンドの3州のようにこ

の技法を禁止している州もある。中でも地下にマーセ ラス・シェールを有するニューヨークとメリーランド 両州におけるフラッキング禁止は、資源開発より環境 保全を優先した点で、今後のシェール開発のあり方に 一石を投じる決定だったといえる。

地熱発電への廃水再利用の試み

石油・ガス業界は企業イメージの向上を賭けてフラ ッキング廃水の再利用を推し進めている。この廃水の 扱いは、業界にとって常に頭痛の種である。これまで、 その多くは排水井に廃棄されるか、フラッキングに再 利用されるかのどちらかだった。しかし、別の選択肢 を探し求める動きも出てきた。

ノースダコタ州のバッケン・シェールでは、石油・ ガス開発会社コンチネンタル・リソーシズ(本社:オ クラホマ州)とノースダコタ大学が共同で、フラッキ ング廃水を地熱発電に利用する研究プロジェクトを進 めている。1バレルの石油を掘削するごとに7バレル の熱水がフラッキング廃水として排出されるといわれ る。その熱でタービンを回して発電しようという試み だ。使用するのは既製の地熱発電機で、それを40フ ィートコンテナに格納し、廃水を運ぶパイプに連結す る。生み出された電力はフラッキングの現場で使用し たり、電力会社に販売したりする。全米の掘削業者が 処理する年間 250 億ガロン (1 ガロン = 約 3.8 リット ル) に及ぶフラッキング廃水を地熱発電に利用すれば、 石炭火力発電所3基が365日無休で稼働した場合と同 等の発電量が見込めるとされる。

エネルギー省の試算によると、一つの坑井当たり 250kWh の地熱発電が可能であり、企業にとっては年 間10万ドルの収入になるという。15年7月には、 350 万ドルをかけてその実用性をテストするプロジェ クトが始まったばかりだ。同プロジェクトのリーダー であるノースダコタ大学のウィル・ゴスノールド教授 は、「今回のテストが成功すれば、その設備を25万ド ルで導入することが可能」とした上で、「油価下落に よってコスト削減が課題となっている現在、これは石 油・ガス企業の注目を集める技術となろう」と述べて いる。特筆すべきは、二酸化炭素排出を伴わないとい う点である。クリーンな発電に寄与することは、企業 イメージ向上のチャンスともなり得る。

農業用水への転用には問題も

記録的な干ばつに襲われているカリフォルニア州に ついて、米航空宇宙局 (NASA) のある科学者は「州 内の水源に残された水はあと1年分しかない | と警告 して注目を浴びた。かくも深刻な水不足に悩まされて いる同州だが、15年4月にはジェリー・ブラウン知 事が同州全域に13年比で25%の節水を義務付けると いう異例の事態となった。とはいえ、フラッキングに よって大量の水を使用する石油・ガス業界は対象外に なっており、これには各方面から非難が集中している。 同州の石油・ガス監督委員のスティーブン・ボーレン 氏は、14年に州内でフラッキングに使われた水量は 約7.000万ガロンで、一般家庭の514世帯分の年間使 用量と同程度にとどまり、実際には水資源枯渇には影 響しないと反論しているが、危機的状況下ではむなし く響くだけである。

石油・ガス業界は、浄化処理したフラッキング廃水 を水不足にあえぐ農家に農業用水として供給すること に活路を見いだそうとしている。石油メジャーのシェ ブロンは、同州カーン郡の全農地の10%、90戸の農 家(面積にして約182平方キロ)に浄化処理を施した フラッキング廃水を供給している。ブルームバーグに よると、同社は14年1年間だけで80億ガロンの水を アーモンドやピスタチオの農家に販売したという。こ の水は1エーカー・フィート(約1.233立方メートル) 当たり約30ドルで取引されており、同量の真水の相 場 1,500 ドルよりはるかに安い。また、石油・天然ガ スの探鉱・生産を手掛けるカリフォルニア・リソーシ ズは14年1年間で20億ガロンの水を農家に提供した と発表、今後さらに4倍に拡大する計画だという。

一見、一石二鳥に見えるこの再利用法だが、手放し で称賛されているわけではない。環境団体のウォータ ー・ディフェンスは、シェブロンが供給する農業用水 を独自に調査した結果、アセトンや塩化メチレンとい った化学物質が検出されたとして、より厳しい水質検 香基準の必要性を訴えている。地熱発電とは違い、こ ちらは「廃水再利用ビジネスと企業イメージ向上の両 立」と手放しで喜ぶわけにはいかないようだ。冒頭の 映画で描かれた町は開発推進と環境保全のはざまで揺 れ動く。企業もまた岐路に立たされているのかもしれ ない。 J_{s}